

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------------------|
| 3 | 地方税の賦課徴収に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

石井町長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--|---|
| ①事務の名称 | 地方税の賦課徴収に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)の規定に従い、「町民税・県民税(以降、「住民税」という。)関係事務」、「固定資産税関係事務」、「軽自動車税関係事務」、「国民健康保険税関係事務」、「収納管理関係事務」、「証明発行関係事務」を行う。</p> <p>【住民税関係事務】 申告書等の課税資料に基づく課税計算 住民税の課税に関する事務 住民税の徴収に関する事務</p> <p>【固定資産税関係事務】 土地、家屋及び償却資産の調査 土地、家屋及び償却資産の評価 固定資産税の課税に関する事務 固定資産税の徴収に関する事務</p> <p>【軽自動車税関係事務】 軽自動車税の課税に関する事務 軽自動車税の徴収に関する事務</p> <p>【国民健康保険税関係事務】 国民健康保険税の課税に関する事務 国民健康保険税の徴収に関する事務</p> <p>【収納管理関係事務】 収納及び課税の状況による収納管理事務 滞納者情報による督促状送付等の滞納管理事務</p> <p>【証明発行関係事務】 課税証明書、納税証明書等の発行事務</p> |
| ③システムの名称 | 個人住民税システム 法人住民税システム 固定資産税システム 軽自動車税システム 国民健康保険税システム 収納管理システム 滞納管理システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 電子申告(eLTAX)システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 【共通】統合宛名ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル 【個人住民税】課税対象者情報ファイル、課税台帳情報ファイル 【法人住民税】課税対象者情報ファイル、課税台帳情報ファイル 【固定資産税】資産情報ファイル、課税台帳情報ファイル 【軽自動車税】軽自動車税情報ファイル 【国民健康保険税】被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項、別表第一 第16項 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条 |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
|--------------------------|--|
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」が含まれる項27 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1~4、6、8、9、11、16、18、20、23、26~29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57~59、61~67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101~103、106~108、113~117、120) |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 税務課 |
| ②所属長の役職名 | 税務課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 石井町総務課 〒779-3295 徳島県名西郡石井町高川原字高川原121-1 088-674-1111 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 石井町総務課 〒779-3295 徳島県名西郡石井町高川原字高川原121-1 088-674-1111 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和3年9月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和3年9月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|----------------------------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|---------------------------------|--|--|------|-----------|
| 平成27年11月19日 | 5. 評価実施機関における担当部署 | ②所属長の個人名を表示 | ②所属長の個人名を削除 | 事後 | |
| 令和1年6月21日 | 3. 個人番号の利用 | 番号法第9条第1項、別表第一 第16項 | 番号法第9条第1項、別表第一 第16項 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条 | 事後 | |
| 令和1年6月21日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号、別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」が含まれる項 27 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1~4、6、8、10、16、18、23、26~29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57~59、61~67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101~103、106~108、113~117) | 番号法第19条第7号、別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」が含まれる項 27 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1~4、6、8、9、11、16、18、20、23、26~29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57~59、61~67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101~103、106~108、113~117、120) | 事後 | |
| 令和1年6月21日 | IVリスク対策 | | 項目を追加(新様式に対応) | 事後 | |
| 令和3年9月1日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号、別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」が含まれる項 27 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1~4、6、8、9、11、16、18、20、23、26~29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57~59、61~67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101~103、106~108、113~117、120) | 番号法第19条第8号、別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」が含まれる項 27 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1~4、6、8、9、11、16、18、20、23、26~29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57~59、61~67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101~103、106~108、113~117、120) | 事後 | |
| 令和3年9月1日 | 8. 監査 | 自己点検 | 内部監査 | 事後 | |
| | | | | | |
| | | | | | |